



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



平成28年度予算案における 子ども・子育て支援新制度の状況について

(抜粋)

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成28年度 予算案 <small>(注1)</small>	平成28年度		(参考) 平成27年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 <small>(注3)</small>	3,074	4,844	
	社会的養護の充実	345	173	173	283	
	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 <small>(注4)</small>	11	62	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904	602	301	904	
		422	298	124	392	
	医療・介護サービスの提供体制改革 地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	724	
		1,196	604	592	1,051	
		390	195	195	236	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
		被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,089	1,044	1,044	2,048	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20	
合 計		15,295	7,955	7,340	13,620	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成28年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成28年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,719億円	2,220億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など
量的拡充・質の向上 合計 5,939億円		

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成28年度予算案における「0.6兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

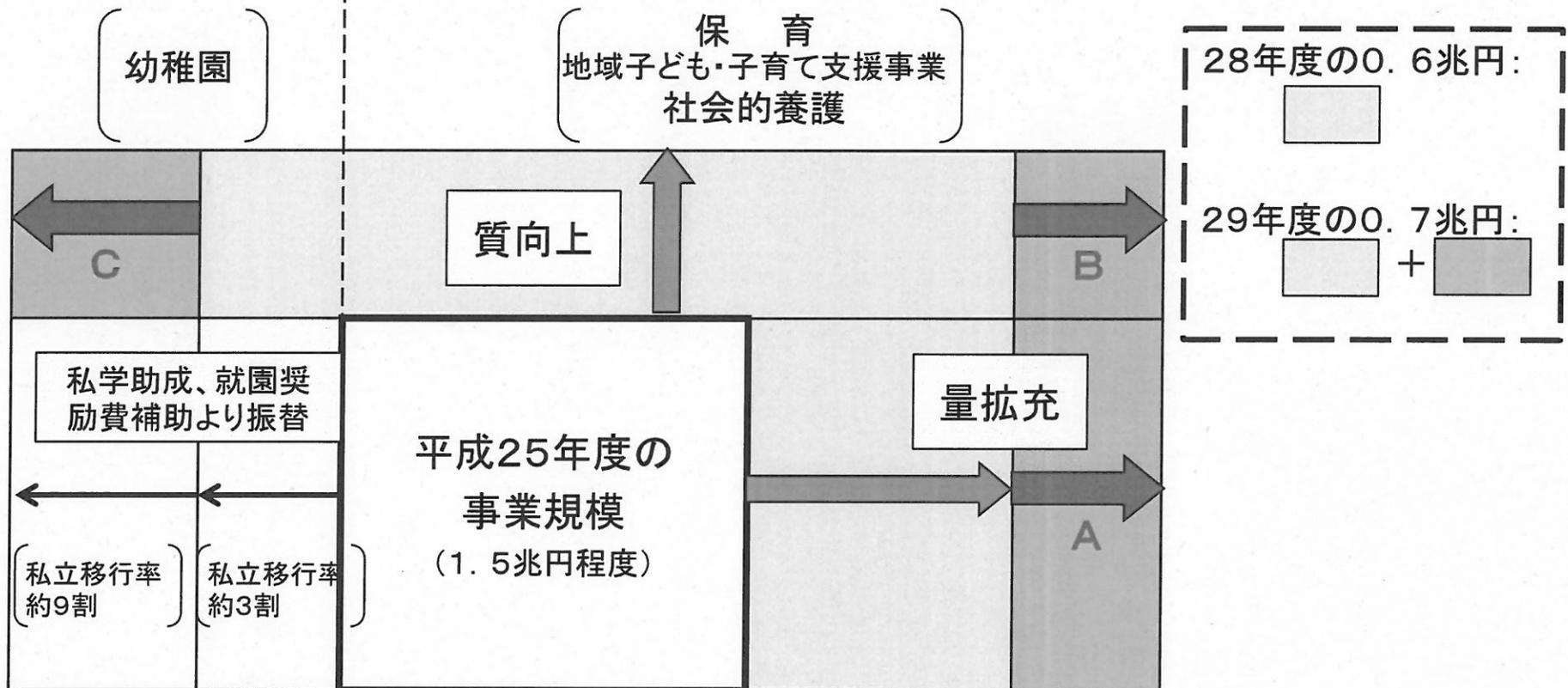
○ 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。

○28年度予算案の「0.6兆円程度」は、

- ① 各市町村の事業計画を踏まえた28年度の「量の拡充」に対応
- ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施するための所要額として確保されたもの。

○ 28年度の「0.6兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主な要因は、

- ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないこと(図A部分)
- ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を3割程度としていること
- ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないこと(図B・C部分)



* 29年度の私立移行率9割は仮置き。
各年度予算は意向調査等に基づき設定。

平成28年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成27年度予算)

2兆1,383億円

→

(平成28年度予算案)

2兆2,593億円

1兆5,262億円

→

1兆6,091億円【うち年金特別会計】

1. 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規、拡充】(一部社会保障の充実) 21,790億円(21,381億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実【一部新規、拡充】(一部社会保障の充実) 7,636億円(7,205億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付【一部新規、拡充】 6,500億円(6,119億円)

○ 子どものための教育・保育給付費負担金【拡充】 6,428億円(5,959億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

《主な充実の内容》

◇賃借料加算の充実

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

◇幼稚園教諭、保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた幼稚園教諭、保育士等の待遇改善(例:保育士平均+1.9%)を平成28年度の公定価格にも反映する。

◇チーム保育推進加算の創設等

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上等を図る。

◇多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減(幼児教育の段階的無償化を含む)

○ 子どものための教育・保育給付費補助金 72億円(160億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 地域子ども・子育て支援事業【一部新規】（年金特別会計に計上） 1,136億円（1,085億円）

○子ども・子育て支援交付金【一部新規】

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

《主な充実の内容》

◇子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及【一部新規】

- ・病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援。

○子ども・子育て支援整備交付金【一部新規】

- ・病児保育施設の整備（新規）

病児保育事業を実施するために必要となる施設整備等に係る費用の補助。

◆児童手当制度（年金特別会計に計上） 14,155億円（14,177億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

2. 多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減（幼児教育の段階的無償化を含む）（再掲）【新規】 109億円

○年収約360万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

○年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

3. 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進（一部再掲）【新規】（年金特別会計に計上） 835億円

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大等を支援する仕組みを創設する。

―― 拠出金率の上限を0.25%に引上げ（現行に+0.1%）、法定する。

―― 拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%（+0.05%）とする。

① 企業主導型保育事業（運営費、整備費）【新規】 【運営費309億円、整備費488億円】

- ・ 設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- 整備費、改修費、賃借料も支援
- 週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
- 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
- 地域枠の設定は自由 など

- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿の拡大は、約5万人分を上限とする。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【新規】 **【3.8億円】**

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格【補助額：2,200円、双生児の場合は加算（補助額：9,000円）】でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

③ 子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及（再掲）【新規】 **【27億円】**

- ・ 病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援する。
- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する。

4. 少子化対策の総合的な推進等

2億円(2億円)

◆子ども・子育て支援新制度全国総合システム運営経費

0.4億円(0.4億円)

保護者の選択に資する施設・事業者情報や、支給認定状況等の新制度の施行状況を一元的に管理するとともに、地方自治体において適正かつ円滑に事務が実施できるよう、平成26年度に開発した市町村、都道府県及び国の間で情報のやり取りを行う電子システムについて、平成28年度以降も引き続き着実な運用を図るための経費(国庫債務負担行為経費(H26～H30))。

◆子ども・子育て支援新制度について、円滑な実施を図るために必要な広報・啓発活動などに要する経費

0.9億円(1億円)

広く国民一般の理解促進を図るため、全国各ブロックで一般向けフォーラムを開催するとともに、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなど、広報・啓発活動を行うための経費。

◆ECEC Network事業への参画

0.07億円【新規】

OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費。

◆子ども・子育て会議経費

0.1億円(0.1億円)

子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て会議、基準検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行状況のフォローアップ等を行う。

◆子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進経費

0.2億円(0.3億円)

子ども・子育て支援法に基づく給付等について、実施状況や、在り方等、調査・検討等を行い、実施状況等を把握するための経費。

◆教育・保育施設等における事故検討会に要する経費

0.03億円【新規】

教育・保育施設等における事故の防止については、子どもの健やかな育ちの場を確保することや、働くものが安心して子育てができる環境を整備する観点から重要であるため、事故の再発防止策を検討するための経費。

◆業務管理体制指導監督経費

0.02億円【新規】

子ども・子育て支援法第55条の規定により業務管理体制の整備に関する事項について届け出を行った事業者に対し、業務管理体制指導監督を実施する経費。

平成28年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成27年度予算額)

7,975億円 →
914億円 →

(平成28年度予算案)

9,294億円
987億円

【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】
【うち厚生労働省予算】

1. 待機児童解消等の推進に向けた取組

709億円(754億円)

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

◆保育所等の整備支援

534億円(554億円)

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助するとともに、防音対策を必要とする保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

- ① 保育所緊急整備事業(※)
- ② 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ③ 小規模保育整備事業(※)【新規】

(参考)【平成27年度補正予算】(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の整備支援

383億円

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

○ 防音対策のための補助

9億円

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等(既存園を含む。)の防音壁設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

◆小規模保育等改修費支援等

174億円(200億円)

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所等の設置に要する経費について、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育所等の設置促進を図る。

- ① 賃貸物件による保育所改修費等支援事業(※)
- ② 小規模保育改修費等支援事業(※)
- ③ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業(※)
- ④ 認可化移行改修費等支援事業(※)
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業(※)
- ⑥ 保育所設置促進事業【新規】

土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する。

(参考)【平成27年度補正予算】(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の改修支援

118億円

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所の設置に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の設置促進を図る。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

2. 保育の量拡大を支える保育士の確保

206億円(77億円)

保育士確保のための保育士資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げの更なる支援や若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備や学生の実習支援など、保育人材確保対策を強力に支援する。

◆保育の量拡大を支える保育士の確保

206億円(77億円)

○ 保育士確保対策

① 保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】

従来から保育士・保育所支援センターにおいて実施している、潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等の実施に加え、更なる保育士確保策の推進を図るため、都道府県が保有する保育士登録簿を活用して把握した潜在保育士に対し、定期的な求人情報や就職説明会等の案内を行うための費用の一部を補助することにより、保育所等への就職に向けたアプローチを積極的に行う。

- ② 保育士宿舎借り上げ支援事業
- ③ 保育体制強化事業
- ④ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

○ 保育士資格取得と継続雇用の支援

- ① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ② 保育士資格取得支援事業
- ③ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ④ 保育士修学資金貸付事業 ※平成27年度補正予算に計上
- ⑤ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑥ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑦ 保育補助者雇上強化事業【新規】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を支援。

⑧ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【新規】

公立保育所のOB・OGやソーシャルワークの専門職等を活用し、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士に対し、保育現場におけるスキルアップや保護者対応等、当該保育士へ助言指導を行うため、保育所等への巡回支援を行う。

また、保育所等におけるICT化の推進、保育士の業務負担軽減及び保育所等の事業運営の高度化を図るための保育事業者に対する助言指導、保育事故防止や保育の質確保に関する助言指導等を行うため、保育所等への巡回相談を行う。

⑨ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業【新規】

保育所等の施設間や小規模保育事業所と連携施設となる保育所間等において、保育士等の人材交流や実地派遣研修を実施し、キャリアアップによる定着促進を図る。

また、指定保育士養成施設の学生を受け入れる際に、実習指導に当たる保育士等が研鑽を積むことにより、保育士等の更なるキャリアアップを図るとともに、質の高い実習体験による実習生の保育所等への就職意欲の促進を図る。

○ 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ① 保育の質の向上のための研修事業
- ② 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ③ 保育所保育士研修等事業
- ④ 保育士試験合格者に対する実技講習【新規】

実務経験のない保育士試験合格者を対象に、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習の実施。

⑤ 保育実習指導者に対する講習【新規】

指定保育士養成施設の学生に対し、保育所等において実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修の実施。

(参考)【平成27年度補正予算】 (保育人材確保のための取組の推進等)

○ 保育所等におけるICT化の推進

148億円

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている保育以外の業務について、ICT化推進のための保育システム(指導計画やシフト表の作成等)の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のため、子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

○ 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化

566億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付により、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除。)

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10 ※補助率をこれまでの3/4から9/10に引き上げる

3. 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進

《内閣府予算の再掲》

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行に+0.1%)、法定する。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)とする。

◆企業主導型保育事業運営費補助金

設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

◆企業主導型保育事業整備費助成金

事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、平成29年度末までに約5万人程度の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。

◆企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格【補助額:2,200円;双生児の場合は加算(補助額:9,000円)】でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

4. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

《内閣府予算の再掲》

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

◆子どものための教育・保育給付

○ 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

○ 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※ 平成28年度予算(案)における充実等

- ① 賃借料加算の充実
- ② 保育士等の待遇改善
- ③ チーム保育推進加算の創設
- ④ 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)

◆地域子ども・子育て支援事業（保育関係）

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 病児保育事業【一部新規】
- ④ 一時預かり事業
- ⑤ その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

◆認可を目指す認可外保育施設への支援等

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- ① 認可化移行運営費支援事業
- ② 幼稚園長時間預かり保育事業

5. 認可外保育施設への支援

21億円(20億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用及び設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助することのほか、以下の事業により財政支援を行う。

◆認可を目指す認可外保育施設への支援

10億円(10億円)

認可外保育施設が保育所または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

- ① 認可化移行調査費等支援事業
- ② 認可化移行移転費等支援事業

◆認可外保育施設の衛生・安全対策

0.2億円(0.2億円)

認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費を一部助成することにより、利用児童の衛生及び安全を確保する。

◆事業所内保育施設への支援

4.1億円(5.1億円)

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

6. その他の保育の推進

21億円(22億円)

◆民有地マッチング事業

0.3億円(0.3億円)

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

- ◆**広域的保育所等利用事業【一部新規】** 2億円（1億円）
 近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する。
 また、新たに各保育所等で合同保育を実施するに当たり、都市部においては園庭の確保が困難であることを踏まえ、保育所等から遠距離にある公園の利用を可能にするため、送迎バス等により公園までの児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業を実施する。
- ◆**保育環境改善事業** 0.8億円（0.8億円）
 保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。
- ◆**家庭支援推進保育事業** 8億円（8億円）
 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。
- ◆**事故情報の集約等** 0.04億円（0.05億円）
 保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。
- ◆**子どもの預かりサービスに係る安全確保業務** 0.08億円（0.07億円）
 子どもの預かりサービスの安全性を確保するため、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。
- ◆**ベビーシッター派遣事業 ※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に移行** - 円（0.8億円）
- ◆**子育て支援員研修** 7億円（7億円）
 幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。
- ◆**子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進** 3億円（4億円）
 子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。
- ◆**ECEC Network事業への参画【新規】** 0.3億円
 OECDIにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

平成28年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(平成27年度予算額)

443億円

→

(平成28年度予算案)

382億円

[平成28年度安心子ども基金(平成28年度まで延長)約100億円]

1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進(多子世帯への保育料軽減の強化)

323億円(306億円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

◇多子世帯の保護者負担軽減 14億円

年収約360万円未満相当の世帯について、現行では小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化を完全実施。

◇ひとり親世帯等の保護者負担軽減 3億円

市町村民税非課税世帯は保育料を無償化し、年収約270万円から約360万円未満相当の世帯は第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

2. 幼児教育の質の向上

3億円(0.3億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン

2.2億円(0.3億円)

①幼児教育の推進体制構築事業【新規】

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定子ども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

②幼児期の教育内容等深化・充実調査研究【新規】

幼児教育に係る教職員の研修等をはじめとした資質向上、幼児教育にふさわしい評価の在り方の検討等に関する調査研究を実施する。

◆幼稚園教育要領の改訂

0.1億円【新規】

中央教育審議会における審議を踏まえ、幼稚園教育要領の改訂や解説書の作成等を着実に実施する。

◆ECEC Network事業の参画

0.4億円【新規】

OECDIにおいて計画されている①幼児教育・保育の従事者に関する調査、②幼保小接続に関する調査、③幼児教育・保育の学習効果に関する調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

平成28年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

3. 幼児教育の環境整備の充実

56億円(137億円)

[平成28年度安心子ども基金(平成28年度まで延長)約100億円]

◆認定こども園等への財政支援

51億円(135億円)

認定こども園の新設・園舎の耐震化に必要な施設整備費を支援するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

※認定こども園の整備を図ることを目的とし平成20年度から都道府県に造成している安心子ども基金について、終期を平成28年度末まで延長し、同基金と一体となって認定こども園の施設整備を図る(平成28年度安心子ども基金 約100億円)。

◆私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(2億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

幼児教育無償化の段階的取組について

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案) 所要額 国費: 100億円(公費: 214億円)

●多子世帯の保育料負担軽減

○ 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

例1 (1号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)	
小3 小1	第1子 小学校3年生	第1子 小学校3年生	保育料 満額
(5歳)	第2子 保育料 半額	第1子	保育料 満額
(4歳)			
(3歳)	第3子 無償	第2子	保育料 半額
(2歳)		第3子	無償
(1歳)			
(0歳)			

例1 (1号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)	
対象外 小学校6年生 (第1子) ※小4以上はカウントしない		対象外 小学校3年生 (第1子) ※小1以上はカウントしない	
小3 小1		第1子の扱い (第2子)	保育料 満額
(5歳)			
(4歳)			
(3歳)	第2子の扱い (第3子)	第1子の扱い (第2子)	保育料 満額
(2歳)		第2子の扱い (第3子)	保育料 半額
(1歳)			
(0歳)			

年収約360万円未満相当世帯は第2子以降の負担軽減を完全実施

例1 (1号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)	
第1子		第1子	
(小1~)	※多子計算に係る年齢制限を撤廃		
(5歳)	第2子 保育料 半額		
(4歳)			
(3歳)	第3子 無償	第2子	保育料 半額
(2歳)		第3子	無償
(1歳)			
(0歳)			

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○1号認定子どもについて

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減		負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)		
第3階層					
市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	16,100円	→	15,100円(1,000円引き下げ)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
	第2子	8,050円	→	7,550円(上記の半額)	

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減		負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)		
第3階層					
市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子	16,500円	→	15,500円(1,000円引き下げ)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
	第2子	8,250円	→	7,750円(上記の半額)	
第4階層の一部					
市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子	27,000円	→	27,000円(基準額表どおり)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)
	第2子	13,500円	→	13,500円(上記の半額)	

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進（幼稚園就園奨励費補助）

平成27年度予算額	30,562百万円
平成28年度予算額（案）	32,272百万円

○幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

○平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、

低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）】

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

1.多子世帯の保護者負担軽減

所要額14億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）世帯について、多子計算に係る年齢制限（小学校3年生を上限）を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

○多子計算の年齢制限撤廃：

（現行）小学校3年生を上限に子供の数を計算。

→（改正）年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。

【例：年収約360万円未満相当世帯の3人兄弟の場合】

（現行）	（改正）
14歳の長男 中学3年生 （カウント対象外）	⇒ 第1子扱い （カウント対象）
5歳の長女 幼稚園年長組 第1子扱い	⇒ 第2子扱い（保育料満額→保育料半額）
3歳の次男 幼稚園年少組 第2子扱い	⇒ 第3子扱い（保育料半額→無償）



2.ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 3億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについて、保護者負担額の軽減措置を実施。

階層区分	補助単価	現行		ひとり親世帯等	
		保護者負担額(月額)	補助単価	保護者負担額(月額)	補助単価
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子 272,000円 第2子 290,000円	3,000円 1,500円	→ 308,000円 → 308,000円	0円(無償化) 0円(無償化)	
第Ⅱ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円(無償)に引き下げ。					
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 115,200円 第2子 211,000円	16,100円 8,050円	→ 217,000円 → 308,000円	7,550円 0円(無償化)	

第Ⅲ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円(月額)に、第2子は0円(無償)に引き下げ。

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。他の階層の補助単価は前年同額。

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

平成27年度補正予算 (保育対策関係)の概要

待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等

(平成27年度補正予算：510.7億円)

目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図る。

事業概要

- 待機児童解消加速化プラン（平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人）は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の保育所の施設整備費等を支援。
- 待機児童は低年齢児（0～2歳児）に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。
- 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。

対象事業

【施設整備】（※）保育所等整備事業、小規模保育整備事業（2.8万人分）【383.1億円】

【改修費】（※）賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業（2.8万人分）【118.4億円】

【その他事業】 保育所等防音壁設置事業【9.2億円】

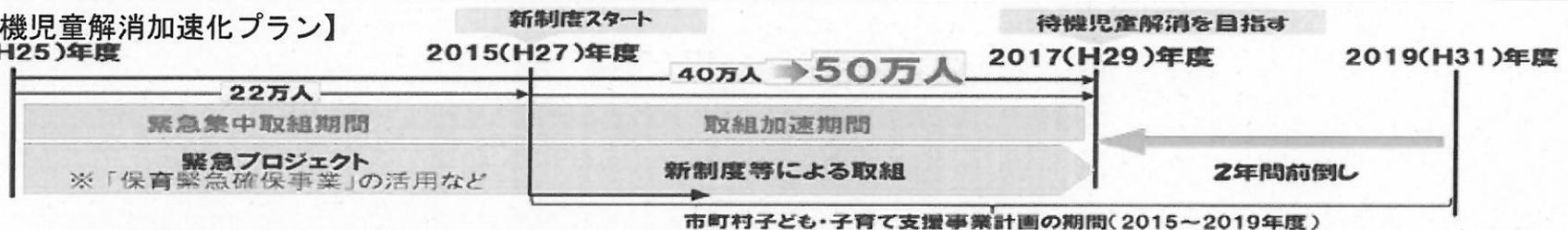
実施主体 市町村（特別区含む。）

* 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心こども基金」に積み増しを行い実施。

* 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

補助率 1/2（※待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3）

【参考：待機児童解消加速化プラン】



※ 消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

※ 事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

保育所等におけるICT化推進等について

保育所等における業務効率化推進事業

(平成27年度補正予算：148.1億円)

【概要】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システム（指導計画やシフト表の作成等）の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

【実施主体】 市町村

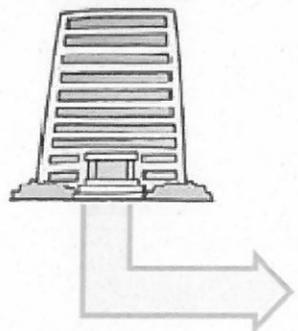
【補助率】

国 3/4 地方 1/4

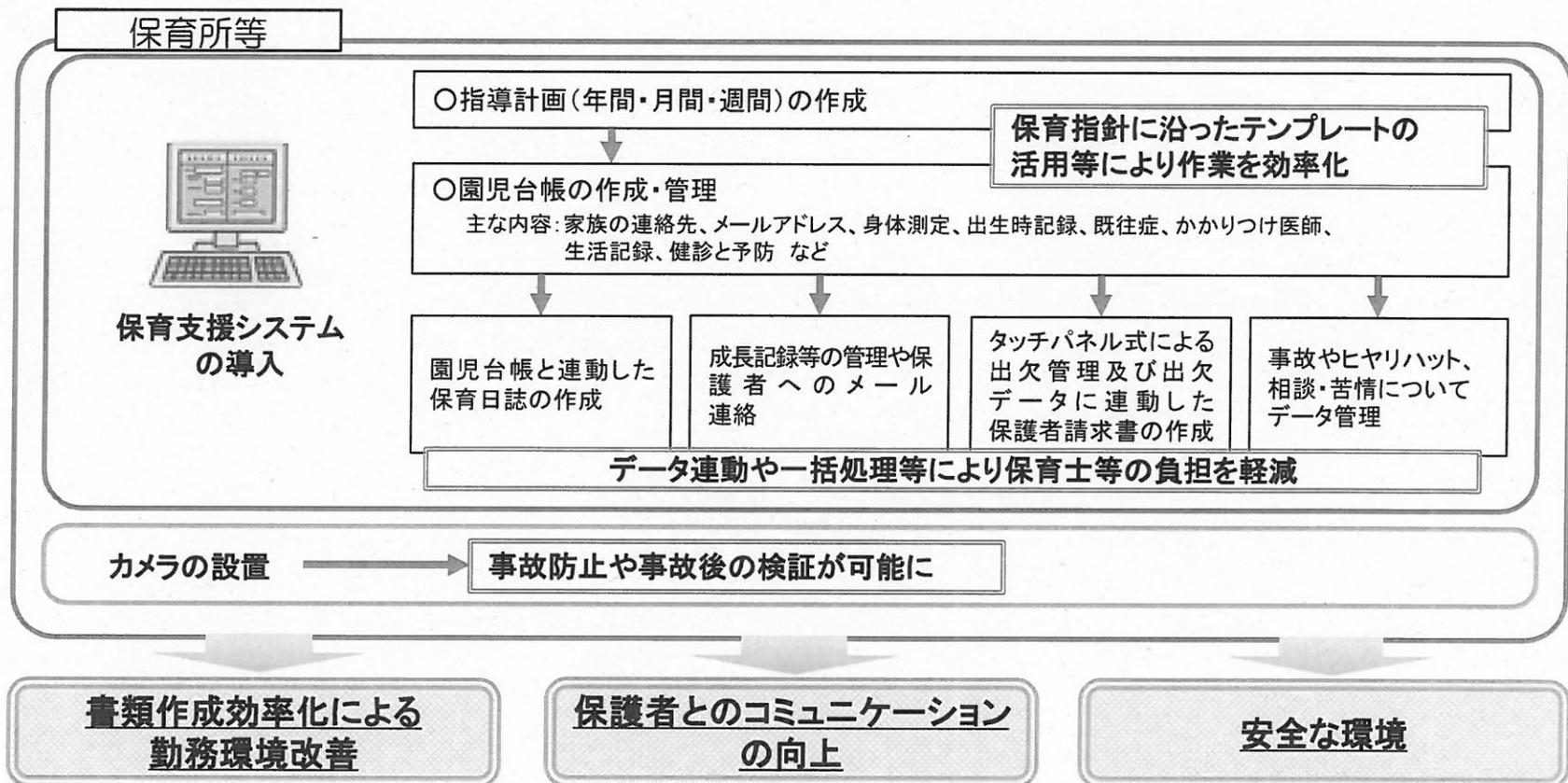
【補助単価】

- ・ICT化推進：システム購入費 最高100万円（1か所当たり）
- ・カメラ設置：最高10万円（1か所当たり）

【自治体】



費用の補助



保育人材確保のための取組の推進

保育士修学資金貸付等事業

(平成27年度補正予算：566.0億円)

☆保育士修学資金貸付等事業により保育士確保策を強化する

☆補助率を9/10に嵩上げして実施

☆勤務環境改善のための保育補助者の雇上費や保育料の一部、就職準備金の貸付けメニューを新たに創設

<p>改善</p> <p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</p> <p>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p> <p>※補助率は現行3/4→9/10に引き上げ</p>	<p>○貸付額(上限)</p> <p>ア 学 費 5万円(月額)</p> <p>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</p> <p>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>エ 生活費加算 4.2万円程度(月額)</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p>
<p>新規</p> <p>2. 保育補助者雇上支援 ～保育士の負担を軽減～</p>	<p>○ 新たに、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けメニューを創設し、保育士の負担を軽減</p> <p>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※補助率 国:9/10</p>	<p>○貸付額(上限) 295.3万円(年額)</p> <p>※貸付期間は最長3年間</p>
<p>新規</p> <p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 ～保育料の一部を支援～</p>	<p>○ 新たに、未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けメニューを創設し、再就職を促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p> <p>※補助率 国:9/10</p>	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)</p> <p>※貸付期間は1年間</p>
<p>新規</p> <p>4. 潜在保育士の再就職支援 ～就職準備金による掘り起こし～</p>	<p>○ 新たに、潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けメニューを創設し、保育士の掘り起こしを促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p> <p>※補助率 国:9/10</p>	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 20万円</p>

【実施主体】 都道府県・指定都市 (地方の負担割合 1/10 ※特別交付税措置予定)

- ①5年間(指定保育士養成施設等卒業生)
- ②2～3年間(その他)

保育所等に勤務



借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



保育士修学資金貸付事業

(平成27年度補正予算：155億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

- 月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）
- 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利子は無利子
- ※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり

【修学資金の返還免除】

貸付けを受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

【補助率】

国：9/10 地方：1/10 ※国の負担割合を現行3/4→9/10に引き上げ

【実施主体】



貸付



【保育士養成施設の学生】



○保育士養成施設で受講

(2年間。ただし、夜間・通信制は3年間)

卒業
↓



○保育所等に保育士として勤務

(他産業に就職又は未就労)

5年間

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

貸付金の返済を
全額免除



貸付金を実施主
体に返還

保育補助者雇上支援事業

(平成27年度補正予算：353億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【目的】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、**保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。**

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育補助者に係る賃金（**最高2,953千円(年額)**）※貸付期間は3年間を限度

【保育補助者の業務】

保育所等に勤務する保育士の補助

（具体例）保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施 など

【貸付条件】

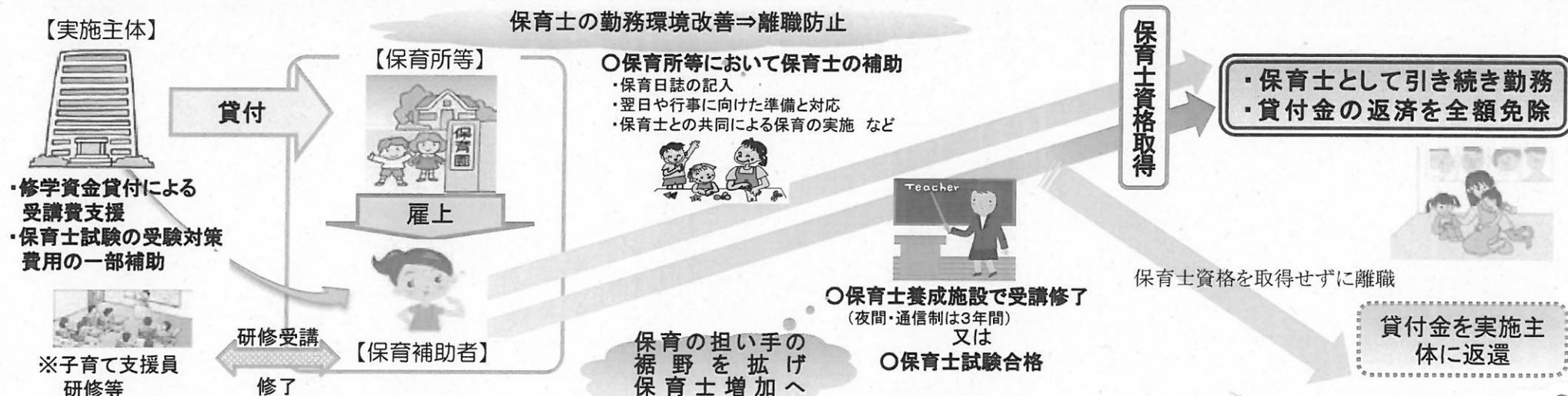
- ・貸付申請時において、保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（雇用契約書や誓約書等）を提出すること
- ・一定の研修（子育て支援員等）を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
- ・保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと など

【貸付金の返還免除】

保育補助者を採用後、当該保育補助者が**原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除**

【補助率】

国：9/10 地方：1/10



未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

(平成27年度補正予算：14億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内の数)

【目的】

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該**保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行う**

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育料(1月当たり最大54,000円)の半額 ※貸付期間は1年間を限度

【貸付条件】

当該潜在保育士の子どもを保育所等に優先入所させるとともに、それが確認できるものを提出すること

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が**当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除**

【補助率】

国：9/10 地方：1/10

【潜在保育士】



再就職

【保育所等】

子どもの保育所への入所



保育料の
半額を貸付



【実施主体】

子どもの保育所
入所の優先決定

潜在保育士の再就職支援事業

新

(平成27年度補正予算：44億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算566億円の内数)

- 【概要】
潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、**保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う**
- 【実施主体】
都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）
- 【貸付額】
就職準備金 20万円（1回を限度）
- 【貸付条件】
貸付申請時において、**就職準備金の用途を明示すること**
（具体例）**宿舍借り上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費** など
- 【貸付金の返還免除】
当該潜在保育士が**当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除**
- 【補助率】
国：9/10 地方：1/10

